

令和 3 年度品川区地域防災計画の修正について

区では、国や都の動向、区の災害対策の進捗状況等に合わせて、毎年、地域防災計画の修正を行うこととしている。

令和 3 年度については、以下の項目について、修正を実施する。

1 令和 3 年度修正項目

(1) 風水害時の避難情報の変更…資料 1

令和 3 年 5 月 20 日に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示(緊急)の一本化など、住民へ避難を促す避難情報の名称や考え方が変更となったことに伴い、品川区地域防災計画上の表記を改める。

(2) 災害対策本部組織の改正…資料 2

震災時と風水害時の災害対策本部組織を統一するとともに、平時と災害時の業務の連携を図ることにより、各部、職員の災害時の役割を簡明にして、発災時の全庁的な対応力及び初動体制の強化を図る。

(3) 避難行動要支援者の避難方法の変更…資料 3

災害対策基本法等の改正に合わせて、避難行動要支援者の避難方法を福祉避難所への直接避難に変更し、現行の二次避難所を福祉避難所と一体化する。

(4) その他の軽微な修正

ア 本 冊：令和 2 年度の実績および令和 3 年度時点など実態に合わせた修正

イ 別冊資料：品川区災害時協定一覧、緊急地震速報装置一覧等

2 地域防災計画の修正要領

令和 3 年度修正項目については、災害対策基本法第 16 条および第 42 条の規定に基づき、令和 4 年 1 月 21 日(金)に品川区防災会議を開催し、審議の上計画に反映する予定であったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、対面での会議の開催を見送り、書面開催により審議の上計画に反映する。

(1) 風水害時の避難情報の変更

1. 概要

令和3年5月20日に災害対策基本法が改正され、避難勧告と避難指示（緊急）の一本化など、住民へ避難を促す避難情報の名称や考え方が変更となった。

2. 背景

- (1) 以前の警戒レベル3「避難準備・高齢者等避難開始」は、名称が長く、また、一般の人に求める「避難準備」から名称が始まるため、高齢者等に避難を求める情報であることが伝わりにくかった。
- (2) 以前の警戒レベル4の「避難勧告、避難指示(緊急)」の意味の違いが正しく住民に理解されておらず、避難勧告で避難せず被災する人が多かった。また、両方が警戒レベル4に位置付けられ住民にわかりにくかった。
- (3) 以前の警戒レベル5「災害発生情報」は、とるべき行動がわかりにくく、また、市町村が災害の発生を把握できず発令できないことが多かったため、有効に機能していなかった。

3. 変更内容

- (1) 早期の避難を促すターゲットを明確にするため、警戒レベル3の名称を「高齢者等避難」に見直し。
- (2) 避難のタイミングを明確にするため、警戒レベル4の「避難勧告と避難指示(緊急)」を「避難指示」に一本化。
- (3) 災害が発生・切迫し、警戒レベル4での避難場所等への避難が安全にできない場合に、自宅や近隣の建物で緊急的に安全確保するよう促す情報を、警戒レベル5「緊急安全確保」として位置づけ。

図. 「新たな避難情報等」



(2) 災害対策本部組織の改正

1. 目的

震災時と風水害時の災対対策本部組織を統一するとともに、平時と災害時の業務の連携を図ることにより、各部、職員の災害時の役割を簡明にして、発災時の全庁的な対応力及び初動体制の強化を図る。

2. 変更内容

(1) 震災時と風水害時の本部組織を統一

- ① 組織名称の統一および変更
- ② 震災時と風水害時の役割を分掌事務に併記

(2) 指令情報部の機能強化

- ① 「指令課」・「情報課」の体制から、「情報課」・「運用課」・「統制課」へ変更
- ② 避難対策、物資・物流、災害廃棄物処理に関する統制機能を分掌事務に追加
- ③ 企画調整課を「企画部」から「指令情報部」へ移管

(3) 避難対策部を避難所ごとに組織化

- ① 避難所の種別ごとに、「避難対策部（区民避難所）」／教育委員会事務局、「避難対策部（補完避難所）」／子ども未来部、「避難対策部（福祉避難所）」／福祉部を組織化
- ② 避難所の支援を行う「避難所支援課」（戸籍住民課・国保医療年金課）を「区民支援部」から「避難対策部（区民避難所）」へ移管

(4) その他の変更

- ① 広報報道課を「指令情報部」から「企画部」に移管
- ② 総務部の分掌事務に住民対応班（コールセンター）の設置・運営、人的受援（ボランティアを含む）の配分等に関することを追記

(3) 避難行動要支援者の避難方法の変更

- 避難行動要支援者の避難方法を福祉避難所への**直接避難**に変更する
- 現行の**二次避難所を福祉避難所と一体化**する

背景

災害対策基本法等の改正により、

- ①避難行動要支援者ごとの個別避難計画の作成が努力義務化、②福祉避難所への直接避難の促進が示された。

変更内容

